

レンタカー型カーシェアリング事業に係る事務所を自動車の使用の本拠の位置とする自動車保管場所証明申請事務取扱要領の制定について

平成20年11月25日例規（交規）第69号
警察本部長

〔沿革〕 平成30年8月例規（交規）第58号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成20年12月1日から実施することとしたので、誤りがないようにされたい。

別添

レンタカー型カーシェアリング事業に係る事務所を自動車の使用の本拠の位置とする自動車保管場所証明申請事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、レンタカー型カーシェアリング事業に係る事務所を自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）における「自動車の使用の本拠の位置」とする自動車保管場所証明申請（以下「本申請」という。）の事務取扱いに関し、必要な事項を定める。

第2 定義

この要領において、レンタカー型カーシェアリング事業（以下「本事業」という。）とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第2項の規定による許可を受け、IT等の活用により車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況を適確に把握することが可能と認められる無人の事務所において、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として有償で貸し渡す事業をいう。

第3 自動車の使用の本拠の位置の認定

自動車の使用の本拠の位置とは、原則として、当該自動車の保有者又は当該自動車の管理責任者の所在地をいい、一般的には、保有者が自然人の場合は、その住所又は居所、法人の場合には、その主たる事務所又は従たる事務所の所在地をいう。また、事務所とは、一般的に有人の拠点を指すものと解されているが、本事業に係る事務所については、道路運送法第80条第2項の規定による許可を受けたものである場合には、IT等の活用により車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況を適確に把握することが可能と認められたものであることから、無人の拠点であっても、ここでいう事務所に含めることとし、自動車の使用の本拠の位置として認めるものとする。

第4 事務取扱いに当たっての具体的な確認事項等

1 事務取扱要領

本申請の事務取扱いに当たっては、原則として、自動車保管場所証明事務処理要綱の制定について（平成30年例規（交規）第3号）に基づいて取り扱うものとする。

2 報告及び資料として提出を求める書類

本申請の受理に当たっては、当該事務所が所轄の運輸支局長に対して届出を行い、受理されていることを確認するため、法第12条の規定により、自動車の保有者に対して次の書類の提出を求めること。

(1) 自家用自動車の有償貸渡し事業の許可証の写し

(2) 当該自家用自動車有償貸渡し事業について所轄の運輸支局長に対して届け出た書面及び添付書類の写し（当該写しであることを証する当該運輸支局長の印（公印、受付印等）のあるもの。）

これらの書類が具備されていれば、当該事務所が自動車の使用の本拠の位置としての要件を満たしていること一応推認できるものの、必ずしもこれで十分なわけではないことから、現地調査の報告等を通じて、日常的な車両の管理が可能かどうかなどの点について確認すること。

3 事業者が所轄の運輸支局長に対して届け出る際の添付書類

本事業に係る事業者が所轄の運輸支局長に対して届け出る際の添付書類は、次のとおりである。

- (1) 当該貸渡し自動車の車名及び型式
- (2) 前(1)の自動車の保管場所(デポジット)の所在地、配置図
- (3) 前(2)の保管場所を管理する事務所の所在地
- (4) IT等の活用により行う車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況の把握方法
- (5) 車両、エンジンキー等の管理・貸出し方法
- (6) 会員規約又は契約書
- (7) 環境に配慮した車両を使用しない場合は、アイドリングストップ励行等エコドライブ研修・啓蒙を行う実施計画

第5 交通部交通規制課長への報告

本事業に係る事業者等から事前の相談を受理した場合は、速やかに交通部交通規制課長に報告すること。